# 中間検査の実施について (令和7年4月1日より適用)

建築確認申請がなされたこの建築物について、建築基準法第7条の3第4項の規定による中間検査を実施します。 なお、中間検査に合格しなければ、その後の特定工程後の工事に進むことはできません。

## 1 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

- (1) 棟ごとに新築する戸数が1の住宅(居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満であるもの 又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)
- (2) 棟ごとに新築する階数が3以上である共同住宅(床及びはりに鉄筋を配置するものに限る)及び長屋 ※ 居室の存しない付属建築物を除く。

## 2 中間検査を行う工程

中間検査は、次表に掲げる「特定工程」の工事が完了したときに行います。(この建築物の用途及び構造種別は、〇 印をしたものに該当します。) 当該工事が完了したときは、4日以内に中間検査の申請をしてください。

用途		構造種別	特定工程	特定工程後の工程
共同住宅		床及びはりに鉄筋を配置するも の	2階の床及びこれを 支持するはりに鉄筋 を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
一戸建て 住宅	(1)	鉄骨造その他これに類する構造	鉄骨その他の構造部 材の建て方工事	鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外 装工事若しくは内装工事 (構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。)
	(2)	鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄筋 コンクリート造, 組積造, 補強 コンクリートブロック造その他 これらに類する構造((4) に掲げるものを除く。)	2階の床(平屋の場合は屋根版)及びそれを支えるはりの配筋工事	2階の床(平屋の場合は屋根版)及びそれを 支えるはりのコンクリート打込工事
	(3)	木造その他これに類する構造	柱, はり及び筋かい 又は耐力壁の建て方 工事	壁の外装工事又は内装工事 (構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。)
	(4)	プレキャストコンクリート造そ の他これに類する構造	屋根及びそれを支え るはりの取付工事	屋根及びそれを支えるはりの取付工事の接続 部が隠れることになる工事
	(5)	(1) から(4) までに掲げる構造 以外のもの	屋根及びそれを支え るはりの工事	屋根及び壁の外装工事又は内装工事 (屋根ふき工事又は構法上やむを得ない部位の外装工事若しくは内装工事を除く。)

※ 上の表の(1) から(5) までの2以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工するものを、(1) から(5) まで のいずれかの工程を2以上に分けて施工する場合は、2以上に分けた工程のうちいずれか早期に施工するものを特 定工程とします。

# 3 中間検査に伴う提出書類

- (1) 中間検査申請書(建築基準法施行規則第4条の8に基づく第26号様式)の提出にあたっては、同号様式第4 面への記入を必ず行ってください。(ただし、法第7条の5の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の 3までの規定に含まれない場合を除きます。)なお、第4面の記載事項にあたっては、設計図書との照合結果を記 入してください。(中間検査チェックシートを添付することにより、第4面の記載事項の一部を省略することがで きます。)
- (2) 法第7条の5の規定による検査の特例の対象となる建築物は、工事監理状況報告書に、次に掲げる写真及び図 書を添付してください。ただし、型式適合認定住宅又は対象とならない建築物においては①の写真を添付してく ださい。(建築基準法施行規則第4条の8第1項第3号及び、呉市建築基準法施行細則第7条3号に基づいていま す。)

### 【添付を要する図書】

- 1. 添付した写真の概ねの位置を示した平面図 (縮尺任意)
- 1. 木造の部分の壁及び筋かいの位置及び種類,通し柱の位置を示す図書並びに壁量計算書

#### 【添付を要する写真】(①から⑦までの写真で該当する部位毎に1以上の写真)

土台と基礎、壁の軸組若しくは耐力壁、屋根の小屋組の工事の各段階での構造耐力上主要な部分の軸組、仕口、 継手その他の接合部の金物等の施行状況を写した、次に掲げる部位についての1以上の箇所の写真。

- ① 基礎の配筋
- ② 土台若しくは柱と布基礎の緊結
- ③ 通し柱(通し柱と同等以上の耐力を有する柱も含む。)と横架材との接合部
- ④ 筋かいの端部と、柱とはりその他の横架材との、ボルト、かすがい、くぎその他の金物での緊結
- ⑤ 床組及び小屋組の偶角の火打材及び小屋組の振れ止め
- ⑥ 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口へのボルト締め、かすがい打ち、込み栓打ちその他の構造方法に よる緊結
- ⑦ 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1メートル以内の部分の防腐措置及び必要に応じてしろありその他の虫による害を防ぐための防蟻措置

## 4 中間検査の申請手続き等

- (1) 中間検査の対象となる建築物の建築主は、特定工程が完了した日から4日以内に、建築指導課に中間検査の申請をしてください。
- (2) 中間検査の申請受理後4日以内に、中間検査を実施します。受検予定日の少なくとも1週間前には、日程調整のため建築指導課に受検希望日時を連絡してください。
- (3) 中間検査の受検の際には、工事監理者(建築士法第3条から第3条の3までの適用を受けない場合は、工事現場管理者)の立会いをお願いします。
- (4) 市の担当職員が検査を行った際に、不適合な部分があった場合は是正していただくことになります。是正の手直し工事が完了した段階で、再検査等を行いますので、建築指導課へ連絡してください。
- (5) 確認申請に記載の特定工程終了予定日が工事の進捗状況により遅れる場合は、事前に連絡をしてください。

#### 5 手数料の額について

中間検査手数料は次表のとおりです。中間検査を行う部分の床面積の合計によって異なりますのでご注意ください。

#### (令和7年4月1日現在)

(中個/午午月1日紀江/		
申請にかかる床面積の合計	区分	手数料の金額
3 0 ㎡以内のもの	戸建住宅	12,000円
	その他	20,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	戸建住宅	22,000円
	その他	27,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	戸建住宅	34,000円
	その他	39,000円
200㎡を超え,300㎡以内のもの	戸建住宅	35,000円
	その他	40,000円
300㎡を超え,500㎡以内のもの	戸建住宅	37,000円
	その他	53,000円

※床面積が500㎡を超えるものの申請手数料の額の記載については省略しています。

(注意)特定工程終了時における部分に床があるものとみなして、床面積を算定します。

[事例]・木造、鉄骨造等については、申請に係る建築物の床面積

- ・鉄筋コンクリート造等については、1階及び2階の床面積の合計
- ・併用構造で「1階鉄骨造、2、3階木造」の場合は、1階及び2階の床面積の合計

#### 6 その他注意事項

- (1) 中間検査は、建築基準法第7条の3に基づいており、受検義務がありますので、必ず受検してください。なお、中間検査を受けないで工事を行った場合は、違反建築物として取扱うこととなりますので、ご注意ください。
- (2) 計画の変更がある場合については、計画変更申請の手続きを中間検査申請を行う前に必ず行ってください。
- (3) 建築士法において工事監理者の定めがある建築物について、工事監理者が適正に工事監理を行っていないと判断される場合については、建築士法に基づく処分等を受ける場合があります。

## 7 申請窓口

呉市都市部建築指導課(建築確認グループ)

Tel: 0823-25-3511 • 3512